株式会社マルストランスポーテーション 女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和6年9月1日~令和11年3月31日までの 5年間
- 2. 内容

目標1:令和11年3月までに、運転業務従業員の所定外労働時間(平均)を、 1人当たり年間720時間未満とする。(月/60時間)

<対策>

- 令和6年 9月~ 所定外労働の原因の分析等を行う(毎月)
- 令和6年10月~ 分析を踏まえ対策会議を実施(半年毎)
- 令和6年10月~ 各部署における問題点の検討及び研修の実施 あらあら

目標2: 令和 11 年3月までに、作業業務従業員の所定外労働時間(平均)を、 1人当たり年間 120 時間未満とする。(月/10 時間)

<対策>

- 令和6年 9月~ 所定外労働の原因の分析等を行う(毎月)
- 令和6年10月~ 分析を踏まえ対策会議を実施(半年毎)
- 令和6年10月~ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3: 令和 11 年3月までに、事務業務従業員の所定外労働時間(平均)を、 1人当たり年間240時間未満とする。(月/20時間)

- 令和6年 9 v z z 月~ 所定外労働の原因の分析等を行う(毎月)
- 令和6年10月~ 分析を踏まえ対策会議を実施(半年毎)
- 令和6年10月~ 各部署における問題点の検討及び研修の実施